

令和 8 年 7 月 31 日

報 道 機 関 各 位

長 岡 市 総 務 部 長

職員の懲戒処分について

長岡市では、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 処分内容等

被処分者所属等	処分内容
市長事務部局 主任 (男性・30 歳代)	停職 1 か月

2 処分対象事案の概要

当該職員は、令和 8 年 5 月 2 日（土）午後 11 時 10 分頃、市内幸町地内の路上において、50 代男性を殴打する暴行を加え、顔面から出血するけがを負わせたことにより、傷害容疑で逮捕されたもの。その後、被害者側と示談が成立し、7 月 23 日付けで不起訴処分となった。

3 処分年月日

令和 8 年 7 月 31 日

4 水内智憲・総務部長のコメント

法令を厳格に遵守すべき市職員がこのような不祥事を起こしたことにより、被害者の方及び関係機関に多大なご迷惑をおかけし、市民の皆様の市政への信頼を裏切ったことを心からお詫び申し上げます。

今回の事案を重く受け止め、職員が一丸となって信頼回復に向けて綱紀の肅正及び再発防止を徹底してまいります。

(問い合わせ：総務部人事課 恩田 電話 0258-39-2201)